

優良運転代行業者評価認定委員会

優良運転代行業者の評価認定要件

優良運転代行業者の評価認定要件は下記のとおりとする。

1 評価認定要件

- (1) 運転代行業者として都道府県公安委員会の認定を受け2年以上経過していること。
- (2) 運転代行共済（保険）及び随伴用車両の任意保険に加入しており、損害賠償措置が万全であること。
- (3) 事業者として運転代行業法に定められた規定を遵守していること。
- (4) 事業者として納税申告義務を果たしていること。
- (5) 代表者が過去2年以内に悪質な法令違反（酒酔い・酒気帯び、無免許運転、救護義務違反等）がないこと。
- (6) その他優良運転代行業者として相応しくない事項がないこと。

2 評価認定するには要件すべてに該当することが条件となること。また、評価認定申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、すみやかに優良運転代行業者評価認定委員会に届け出ること。

※申請内容については、優良運転代行業者評価認定委員会が確認する。